

給与支払報告書の書き方

【◇住所・氏名・個人番号・生年月日】
 支払を受ける人の住所（令和4年1月1日時点）・氏名・フリガナ・個人番号・生年月日を正確に記載してください。受給者番号は真事業所で処理上必要な場合に記載してください。右下の生年月日欄は元号の記載が必要です。

【◇（源泉）控除対象配偶者の有無等】
 年末調整をしていて控除対象配偶者を有しているとき、又は年末調整をしておらず源泉控除対象配偶者を有しているときは【有】欄に「○」と記載します。控除をしなかった場合や、**配偶者特別控除の適用を受ける場合には何も記載しません**。対象となる配偶者が老人控除対象配偶者である場合には【老人】欄にも「○」と記載します。

【◇（源泉・特別）控除対象配偶者】
 上記◇の（源泉）控除対象配偶者を有している場合、又は配偶者特別控除を適用している場合に配偶者の氏名・フリガナ・個人番号を記載します。また、こちらの方が非居住者（注）である場合には、【区分】欄に「○」と記載します。

【◇配偶者（特別）控除の額】
 配偶者控除又は配偶者特別控除の適用がある際は、納税義務者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額から算出した控除額を記載してください。

【◇配偶者の合計所得】
 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載してください。年末調整の適用を受けておらず源泉控除対象配偶者を有しているときは、所得の見積額を記載してください。

【◇各種保険料の控除額】
 各種保険料控除額を記載してください。あわせて【生命保険料の金額の内訳】と【旧長期損害保険料の金額】に**支払金額**を種類ごと正確に記載してください。※金額の内訳欄に控除額を記載されるケースが見受けられます。ご注意ください。

【◇住宅借入金等特別控除額の内訳】
 I. 年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数と可能額、住宅借入金等特別控除額を記載します。
 なお、適用数が3以上のときには、【◇（摘要）】に3回目以降の住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載します。
 II. 居住開始年月日は、**和暦**で年、月、日を分けて記載します。
 III. 適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載します。記載がない場合や区分が誤っていると、市民税・県民税に控除が正しく適用されない恐れがあります。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます。）
 認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
 増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
 震…東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合
《重要》
 当該住宅の取得や増改築が
 ・特別特定取得に該当する場合は（特特）
 ・特定取得に該当する場合は（特）
 と併記してください。

「特別特定取得」は消費税が10%、「特定取得」は消費税率が8%で住宅を取得した場合に該当します

《例》 認（特）… 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の適用があり、住宅の取得が特定取得に該当する場合
 住（特特）… 一般住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の適用があり、住宅の取得が特別特定取得に該当する場合

【◇基礎控除の額】
 基礎控除の額は「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円（合計所得金額が2,400万円以下）の場合は転記する必要はありません。

【◇所得金額調整控除額】
 適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。併せて、【◇（摘要）】に該当する要件の記載が必要な場合があります。

1	支払を受ける者 住所 氏名	富士市 永田町1丁目 ××番地 （フリガナ） フジヤマ タロウ 氏名 富士山 太郎	（受給者番号） A-123456 （個人番号） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 （役職名） 係長
	種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後） 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額
2	給与等	8,700,000	6,730,000 2,671,344 0
3	（源泉）控除対象配偶者の有無等	配偶者（特別） 控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。） 扶養親族の数 障害者の数（本人を除く。） 非居住者である親族の数
4	有無等	老人 控除の額	特 定 人 数 内 人 数 外 人 数 そ の 他 人 数 内 人 数 外 人 数
5	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額
6	411 344	120 000	50 000 384 100
10	（摘要）前職：富士市商事(株) 富士市永田町1丁目○○番地 給与支払額1,478,700円 源泉税額104,860円 社会保険料61,054円 退職日 令和3年3月31日 富士山 花美（調整）		
5	生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額 介護医療保険料の金額 新個人年金保険料の金額 旧個人年金保険料の金額
6	33,000	50,000	90,000 78,000
6	住宅借入金等特別控除額の内訳	住宅借入金等特別控除額	住宅借入金等特別控除区分（1回目） 住宅借入金等特別控除区分（2回目）
7	1	30 12 24	認（特） 年末残高（1回目） 住宅借入金等特別控除区分（2回目） 年末残高（2回目）
3	（フリガナ） フジヤマ ハナコ 氏名 富士山 花子 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	配偶者の合計所得	国民年金保険料の金額 旧長期損害保険料の金額 所得金額調整控除額
4	550,000	7	20,000
9	（フリガナ） フジヤマ ダイチ 氏名 富士山 太一 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3	1	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
2	（フリガナ） フジヤマ イチコ 氏名 富士山 市子 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4	2	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
3	（フリガナ） 氏名 個人番号	3	
4	（フリガナ） 氏名 個人番号	4	
11	本人が障害者 特別その他	中絶・退職	受給者生年月日
12	個人番号又は法人番号 住所（居所）又は所在地 氏名又は名称	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3 富士市永田町△△番地 株式会社 ふじさん興産	（右詰に記載してください。） （電話） 0545-51-0123

【◇扶養親族】
 控除対象扶養親族（配偶者を除く）、16歳未満扶養親族、障害者（本人を除く）、非居住者である親族の人数を該当欄に記載してください。
 I. 特定扶養…19歳以上23歳未満（生年月日が平成11年1月2日から平成15年1月1日）
 II. 老人扶養…70歳以上（生年月日が昭和27年1月1日以前）
 III. 16歳未満扶養親族…16歳未満（生年月日が平成18年1月2日以降）
 IV. その他扶養… I、IIとIII以外

控除対象扶養親族または16歳未満扶養親族の人数を記載した際には【控除対象扶養親族】と【16歳未満の扶養親族】欄に対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記載します。
 また、扶養親族が非居住者（注）である場合には、【区分】欄に「○」と記載します。障害者に該当する場合には、記載した氏名を丸で囲ってください。
 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合、【5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号】と【5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号】欄に対象となる扶養親族の個人番号を記載します。

【◇（摘要）】
 I. 他社や関連会社分など前職の支払金額を合算して年末調整をした場合前職の支払者の所在地・名称・支払金額・源泉徴収税額・社会保険料・退職年月日を記載してください。
 ※2社以上の場合はそれぞれ記載してください。
 ※記載がない場合には前職分が二重計上される恐れがあります。

II. 租税条約
 該当する場合は、「租税条約」と記載の上、税務署の受付印が押された「租税条約に関する届出書」のコピーを必ず添付してください。
 ※コピーの提出がない場合、租税条約が不適用となる恐れがあります。

III. 同一生計配偶者
 納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で、障害者である同一生計配偶者を有し、障害者控除の適用を受ける場合、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。その際、氏名を丸で囲ってください。
 なお個人番号の記載の必要はありません。

《記載例》 【◇（摘要）】に『**富士山 花子**（同配）』

IV. 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合
 5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。

V. 所得金額調整控除
 適用がある場合は、該当する要件に応じて次のように記載してください。ただし、「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が【◇】又は【◇】の欄に記載されている場合は、記載を省略することができます。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要（★）
同一生計配偶者が特別障害者	氏名 （同配）
扶養親族が特別障害者	氏名 （調整）
扶養親族が年齢23歳未満	氏名（調整）

★「本人が障害者」の「特別」欄に○をしてください。

【◇障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生】
 支払いを受ける人が該当する事項がある場合に「○」をつけてください。

【◇給与支払者の個人番号又は法人番号】
 給与の支払をする人の個人番号又は法人番号を記載します。個人番号を記載する場合は、左端を空白にして右詰めします。

◎退職所得課税の見直し
 令和3年度改正により令和4年1月1日以降に支払いを受ける、役員以外の者としての勤続年数が5年以下の従業員に係る退職手当等について、退職所得控除額控除後300万円を超える部分は、1/2ではなく全額を課税の対象とすることとされました。詳しくは富士市ホームページをご覧ください。

（注）「非居住者」とは「居住者」以外の個人をいいます。また、「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。